

6-1 課税状況

(1) 課税状況（合計分）

区分	人	員	金	額
		人		千円
取得財産価額（本年分）	外	-	外	-
		10,658		46,081,555
配偶者控除額		422		4,476,966
基礎、特別控除額		10,629		26,495,057
基礎、特別控除後の課税価格		8,556		15,576,979
贈与税額		8,556		3,328,378
外国税額控除		-		-
外国税額控除後の額		8,556		3,328,378
農地等納税猶予額		14		166,133
株式等納税猶予額		2		111,944
納付税額		8,543		3,050,301
災害減免法第4条による免除税額		-		-

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注)1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。

(注)2 人員について、（暦年課税分①）と（相続時精算課税分②）に重複する者があるため、①②の合計は（合計分）と一致しない。

課税状況（暦年課税分①）

区分	人	員	金	額
		人		千円
取得財産価額（本年分）		8,883		27,967,597
配偶者控除額		422		4,476,966
基礎控除額		8,883		9,771,300
基礎控除後の課税価格		8,458		14,185,561
贈与税額		8,458		3,050,094
外国税額控除		-		-
外国税額控除後の額		8,458		3,050,094

課税状況（相続時精算課税分②）

区分	人	員	金	額
		人		千円
取得財産価額（本年分）		1,833		18,113,958
特別控除額		1,803		16,723,757
特別控除額後の課税価格		104		1,391,418
贈与税額		104		278,284
外国税額控除		-		-
外国税額控除後の額		104		278,284

(参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区分	人	員	金	額
		人		千円
住宅取得等資金の金額		1,885	内	14,578,965
				16,193,370

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者について、平成26年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

(参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区分	人	員	金	額
		人		千円
非課税抛出资额		1,112		7,785,502
教育資金支出額 （管理契約終了分）		-		-

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者について、「非課税抛出资额」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて、平成25年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調査」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較
(合計分)

年 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成 21 年 分	9,111	43,452,155	6,442	1,517,858
平成 22 年 分	9,210	55,811,322	6,972	9,039,956
平成 23 年 分	9,688	44,842,964	7,585	3,233,623
平成 24 年 分	9,478	42,388,373	7,527	3,093,086
平成 25 年 分	10,658	46,081,555	8,543	3,050,301

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

年 分	暦 年 課 税 分 額		相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	取 得 財 産 価 額 人 員	金 額	取 得 財 産 価 額 人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成 21 年 分	6,801	19,471,476	2,372	23,980,679
平成 22 年 分	7,253	35,625,710	2,021	20,185,612
平成 23 年 分	7,922	26,610,362	1,831	18,232,603
平成 24 年 分	7,804	24,803,761	1,751	17,584,613
平成 25 年 分	8,883	27,967,597	1,833	18,113,958

(3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	10,643	46,003,102	8,531	3,040,320
	修正申告による増差額	75	129,156	59	15,015
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	15	△ 50,703	8	△ 5,035
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 10,658	46,081,555	実 8,543	3,050,301
過 年 分	申 告 額	737	2,589,994	716	326,354
	修正申告による増差額	68	197,647	61	65,615
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	30	△ 91,039	27	△ 14,459
	決 定 額	1	25,000	1	9,700
	計	実 798	2,721,602	実 771	387,209
合 計	申 告 額	11,380	48,593,096	9,247	3,366,674
	修正申告による増差額	143	326,803	120	80,630
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	45	△ 141,742	35	△ 19,494
	決 定 額	1	25,000	1	9,700
	計	実 11,456	48,803,157	実 9,314	3,437,510

調査対象等： 「本年分」は、平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年以前に贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税人員

税務署名	人	員
		人
徳島	島	1,246
鳴門		428
阿南		201
川島		186
脇町		56
池田		67
徳島県	計	2,184
高松	松	1,676
丸亀		435
坂出		251
観音寺		308
長尾		227
土庄		83
香川県	計	2,980
松山	山	1,828
今治		558
宇和島		260
八幡浜		238
新居浜		281
伊予西条		213
大洲		143
伊予三島		313
愛媛県	計	3,834
高知	知	1,000
安芸	芸	80
南国	国	210
須崎	崎	120
中村	村	123
伊野	野	127
高知県	計	1,660
総計		10,658

(注) この表は、「(1)課税状況(合計分)」の「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 72	千円 2,829	人 -	千円 -
過 年 分	8	2,400	372	457,253	-	-
合 計	8	2,400	444	460,082	-	-

(注) 調査対象等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

6 - 2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	3,607	4,317,124	35,615
150 万円超	1,217	2,204,060	81,751
200 "	2,908	8,418,189	466,058
400 "	1,423	7,427,840	512,567
700 "	554	4,684,937	246,435
1,000 "	676	9,520,617	283,760
2,000 "	198	4,598,821	189,812
3,000 "	27	1,036,759	139,362
5,000 "	23	1,710,569	271,662
1 億円超	8	1,320,438	437,023
3 "	2	763,750	376,275
5 "	-	-	-
10 "	-	-	-
20 "	-	-	-
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
合 計	10,643	46,003,102	3,040,320

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
150 万円以下	3,581	4,285,069	60	60,342
150 万円超	1,165	2,109,397	60	108,038
200 "	2,611	7,531,268	310	925,658
400 "	976	4,990,027	450	2,457,706
700 "	221	1,841,031	333	2,844,726
1,000 "	227	3,148,436	449	6,352,754
2,000 "	62	1,356,089	138	3,292,172
3,000 "	6	242,983	18	691,537
5,000 "	7	485,543	16	1,225,026
1 億円超	7	1,162,984	1	128,570
3 "	2	763,750	-	-
5 "	-	-	-	-
10 "	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-
合 計	8,865	27,916,575	1,835	18,086,527

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額

取得財産等の種類		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額 千円	人員	取得財産価額 千円
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	137	602,109	124	765,471
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	84	195,966	76	167,710
	宅地（借地権を含む。）	2,140	7,579,653	1,116	8,133,447
	山林	87	63,771	74	33,743
	その他の土地	135	256,912	66	256,597
	計	実 2,420	8,698,410	実 1,246	9,356,969
家屋、構築物		935	1,814,145	637	1,597,753
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1	57	3	15,331
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	1	2,157	4	27,891
	売掛金	1	3,852	-	-
	その他の財産	28	43,156	3	7,197
	計	実 30	49,221	実 7	50,420
有価証券	株式及び出資	1,840	6,343,539	71	1,865,687
	公債及び社債	8	29,342	2	12,359
	投資・貸付信託受益証券	6	10,230	2	16,407
	計	実 1,846	6,383,111	実 73	1,894,454
現金、預貯金等		3,831	9,519,884	447	4,731,237
家庭用財産		1	1,110	3	2,783
その他の財産	生命保険金等	54	154,018	8	81,772
	立木	22	25,364	23	18,255
	その他	648	1,271,311	80	352,885
	計	実 721	1,450,693	実 106	452,912
合計		実 8,865	27,916,575	実 1,835	18,086,527

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は、実人員を示す。